

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 46 号

函館市立保育所条例の一部改正について

函館市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立保育所条例の一部を改正する条例

函館市立保育所条例（昭和 34 年函館市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次条第 1 項に規定する幼児」を「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子ども」に改める。

第 7 条を第 10 条とする。

第 6 条の見出しを「（休所日）」に改め、同条中「保育時間および」を削り、同条を第 9 条とする。

第 5 条を第 8 条とする。

第 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「における幼児」を「（第 3 条第 2 項に規定する定員に係る部分に限る。次項において同じ。）において、第 3 条第 2 項に規定する支給認定子ども（次項、第 3 項および第 5 項において「支給認定子ども」という。）」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「幼児」を「支給認定子ども」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「幼児の扶養義務者から別表に定める利用料」を「支給認定子どもの保護者から、別に定める日を納期限として、保育料」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「前項の利用料」を「第 3 項または前項の保育料」に改め、同項を同条第 6 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

4 前項の保育料の額は、1 月につき、次の各号に掲げる保育の区分に

応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 支援法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育（保育に限る。） 支援法附則第9条第1項第1号に規定する施設型給付費の額に相当する額と、同号イに規定する市町村が定める額に給食費に相当する額として市長が定める額を加えた額を限度として規則で定める額（当該額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）との合計額

(2) 支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育（保育に限る。） 支援法附則第9条第1項第2号に規定する特例施設型給付費の額に相当する額と、同号イ（1）に規定するその他の事情を勘案して市町村が定める額に給食費に相当する額として市長が定める額を加えた額を限度として規則で定める額（当該額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）との合計額

5 市長は、支給認定子どもが保育を受ける時間帯として規則で定める時間帯以外の時間における支給認定子どもの保育を行つた場合（当該保育を行つた時間が当該時間帯と連続する前後のそれぞれ15分以内である場合を除く。）は、第3項の保育料と別に、当該支給認定子どもの保護者から、別に定める日を納期限として、当該時間帯と連続する前後のそれぞれの時間において当該保育を行つた時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とする。）につき、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を保育料として徴収する。

(1) 前項第1号に掲げる保育に相当する保育 支援法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額に給食費に相当する額として市長が定める額を加えた額を限度として規則で定める額（当該額が現に当該保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）を100で除して得た額

(2) 前項第2号に掲げる保育に相当する保育 支援法附則第9条第1項第2号イ（1）に規定するその他の事情を勘案して市町村が定め

る額に給食費に相当する額として市長が定める額を加えた額を限度として規則で定める額（当該額が現に当該保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）を100で除して得た額

第4条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（保育料の日割計算）

第7条 月の中で保育所に入所し、または保育所を退所した乳幼児または第5条第1項もしくは第6条第1項に規定する支給認定子どもに係る当該入所し、または退所した日の属する月の月額保育料（第4条第3項、第5条第4項および第6条第3項の保育料をいう。以下この条において同じ。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 月の中で入所した場合 月額の保育料の額に中途入所日からの当該月の開所日数（25日を超える場合は、25日）を乗じた額を25日で除して得た額

(2) 月の中で退所した場合 月額の保育料の額に中途退所日の前日までの当該月の開所日数（25日を超える場合は、25日）を乗じた額を25日で除して得た額

第3条の次に次の見出しおよび2条を加える。

（保育所における保育）

第4条 保育所において、保育を必要とする乳児・幼児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。以下単に「乳幼児」という。）の保育（同条第7項に規定する保育をいう。以下同じ。）を希望する保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）は、あらかじめ、市長に申し込み、その承諾を得なければならない。

2 市長は、保育所における乳幼児の保育が不適當であると認めるときは、前項に規定する申込みを承諾せず、または入所している乳幼児に

ついて入所を一時停止し、もしくは退所させることができる。

- 3 市長は、第1項の規定により保育を行つた乳幼児の保護者から、別に定める日を納期限として、保育料を徴収する。
- 4 前項の保育料の額は、1月につき、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 支援法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育（保育に限る。） 同条第3項第1号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
 - (2) 支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育（保育に限る。） 同条第2項第1号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）
- 5 市長は、乳幼児が保育を受ける時間帯として規則で定める時間帯以外の時間における乳幼児の保育を行つた場合（当該保育を行つた時間が当該時間帯と連続する前後のそれぞれ15分以内である場合を除く。）は、第3項の保育料と別に、当該乳幼児の保護者から、別に定める日を納期限として、当該時間帯と連続する前後のそれぞれの時間において当該保育を行つた時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とする。）につき、20円を保育料として徴収する。
- 6 前項に規定する場合において、同項の規定による保育が規則で定める時刻を経過して行つたものであるときは、同項の規定により別に徴収する保育料の額は、同項の規定により算定した保育料の額に当該保育を行つた日1日につき200円を加算した額とする。
- 7 前2項の規定にかかわらず、第5項の規定による保育が行われた月の初日において、乳幼児が次の各号のいずれかに掲げる世帯に属する場合は、前2項の規定による保育料は、無料とする。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項または第2項の規定によりなお従前の例によることとされる平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯

(3) 当該保育が行われた月の属する年度（当該保育が行われた月が4月から8月までの間である場合は、前年度）の市町村民税が課税されていない世帯（前2号に掲げる世帯に該当する世帯を除く。）

8 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第3項の保育料または第5項の規定により別に徴収する保育料を減免することができる。

第5条 保育所においては、支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第20条第4項に規定する支給認定子ども（次項から第4項までにおいて「支給認定子ども」という。）の特別利用保育（支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 保育所における支給認定子どもの特別利用保育を希望する保護者は、あらかじめ、市長に申し込み、その承諾を得なければならない。

3 市長は、保育所における支給認定子どもの特別利用保育が不適當であると認めるときは、前項に規定する申込みを承諾せず、または入所している支給認定子どもについて入所を一時停止し、もしくは退所させることができる。

- 4 市長は、第1項の規定により特別利用保育を行つた支給認定子どもの保護者から、別に定める日を納期限として、保育料を徴収する。
- 5 前項の保育料の額は、1月につき、支援法附則第9条第1項第2号ロ（1）の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）とする。
- 6 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第4項の保育料を減免することができる。
別表を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正等に伴い、市立保育所における支給認定教育・保育等について保育所の入所等の手続、保育料等の必要な事項を定め、および規定を整備するため